

第1 農業の有する多面的機能の発揮の促進の目標

1. 本島北部圏域

(1) 現況

本圏域は、沖縄本島北部地域に位置し、拠点都市である名護市を中心として離島3村を含む1市2町9村からなる。また、恵まれた自然環境を有しており、常緑広葉樹林の自然植生が発達したやんばるの森は、沖縄本島の重要な水源地であるとともに、ヤンバルクイナ等の貴重な動植物が生息・生育し、近年、海浜景観等を利用した観光・リゾート地域としての整備も進展しており、体験・滞在型のツーリズムによる農林水産業の振興が図られている。

面積は本県の36%にあたる824km²を有し、山地が多く、一般に耕地は小規模な団地で海岸線に分布している。耕地面積は7,570haで、耕地率は約9.2%、県全体の耕地面積に占める割合は約19.5%となっている。農業については、総農家数が県全体の23%で、さとうきび・野菜・花卉・パイナップルが畑作の主要作物となっているが、近年は熱帯果樹栽培農家も増えつつあり、営農形態は土地利用型から集約的な施設園芸へ移行しつつある。また、水稻は伊平屋村、伊是名村及び名護市羽地等本島一部地域で作付けされており、国頭村や名護市では茶の栽培も行われている。さらに、これまで国営かんがい排水事業伊江地区をはじめとし各種農業生産基盤整備が進められており、農業生産の拡大が期待される地域である。

一方、農村地域の過疎化、高齢化等が加速化し、集落機能の低下や耕作放棄地、鳥獣害の発生が顕著な地域であり、地域の共同活動によって支えられている多面的機能の持続的な発揮に支障が生じることが懸念されている。このため、自然環境との調和を図り、地域資源を生かした農村の多面的機能の発揮を強化する必要がある。また、急峻な地形と細粒・赤色の土壌のため、耕土流出による環境への影響が課題となっており、赤土流出防止対策を積極的に推進するとともに、暴風・潮害対策についても、防風林等防風施設整備を進め、農作物への被害軽減に取り組む必要がある。さらに、農業の持つ物質循環機能を生かし、生産性との調和などに留意しつつ、化学肥料、化学合成農薬の使用等による環境負荷の軽減に配慮した持続的な農業を推進していく必要がある。

(2) 目標

(1)を踏まえ、本地域では、農業者と地域住民や関係団体との協力体制を整備し、法第3条第3項第1号、第2号及び第3号に掲げる事業を推進することにより、多面的機能の発揮の促進を図ることとする。

1) 多面的機能支払交付金

「やんばる」の自然環境と調和した農地の保全やかんがい施設等農業用施設の保全管理に取り組むとともに、本圏域は、地形的・土壌的に耕土が流出しやすいことから赤土流出防止対策を進めることを取組目標とする。

また、近年、台風被害が大きいため、防風施設の保全を図り、農作物の風害と潮害からの被害軽減に取り組む。

2) 中山間地域等直接支払交付金

本圏域では、地の利を生かし集落が一体となった特産品づくりでの地域の活力向上に取り組むこと、また、地域特産のさとうきびや水稻の受託作業や共同作業の推進に取り組むことで、耕作放棄地の発生防止を図ることを取組目標とする。

3) 環境保全型農業直接支払交付金

さとうきび、野菜、果樹、水稻、特用作物など本圏域で栽培される作物の生産活動において、化学的に合成された農薬及び肥料の使用を相当程度減少させる技術並びに堆肥の施用や緑肥作物のすき込みなど自然環境の保全に資する農業生産活動により、多面的機能の発揮の促進を図ることを取組目標とする。

2. 本島中部圏域

(1) 現況

本圏域は、沖縄本島の中央部に位置し、県下第二、第三の人口規模をもつ沖縄市、うるま市があり、都市機能が集積しているほか、本圏域全体の約4分の1（23.5%）が駐留軍用地に占められており都市部と農村部が混在する形態となっている。

農業については、総農家数が3,644戸、県内比率で17%を占め、耕地面積では2,840ha、県内比率で7.3%を占めている。主要作物は、さとうきび、野菜、花卉、かんきつ類、熱帯果樹、かんしょ等が生産されている。また、特用作物の甘しょは、地元菓子メーカーと連携した生産体制が確立され、グワバはJAと共同するなど6次産業化の取組も見られる。さらに、都市地域ではファーマーズマーケット等直売所の進出や、地域飲食店や学校給食を対象とした朝市等の地産地消

の取組など、今後さらに地理的特性を生かした農業の展開が期待できる地域である。

課題としては、都市化への進展が著しいこともあり、農業基盤整備の整備率がいずれも県平均に比べて低い状況にある。耕作放棄地についても、事業活用により解消対策を図っているものの、農家の高齢化や後継者不足等により増加傾向にある。

また、津堅島、伊計島、宮城島周辺離島では、島が平坦であるため、台風等による被害が著しく防風防潮対策が急務となっている。

さらに、整備済みの道路、排水路及び畑かん等の農業用施設については、施設の老朽化に加え、農家の高齢化や農業人口の減少等により保全管理が十分でなく、機能維持に支障をきたしている。このため、農業用施設の保全管理等や農用地の保全に関する取組に要する担い手の負担を軽減することが必要である。

加えて、農業の持つ物質循環機能を生かし、生産性との調和などに留意しつつ、化学肥料、化学合成農薬の使用等による環境負荷の軽減に配慮した持続的な農業を推進していく必要がある。

(2) 目標

(1)を踏まえ、本地域では、農業者と地域住民や関係団体との協力体制を整備し、法第3条第3項第1号、第2号及び第3号に掲げる事業を推進することにより、多面的機能の発揮の促進を図ることとする。

1) 多面的機能支払交付金

当圏域は、近年、都市化、混住化が進み、担い手不足等により耕作放棄地が増加傾向にあることから、地域の連携により農道や排水路等農業用施設の維持管理の向上に取り組むことで、耕作放棄地の発生防止に取り組むことともに、老朽化した農業用施設の機能回復、長寿命化に取り組むことを目標とする。

2) 中山間地域等直接支払交付金

当圏域は、離島及び高齢化による労働力不足等の不利性を補完すべく、共同作業による農地の維持、農業用施設の管理に取り組むとともに、特産品づくりによる付加価値農業を推進することで、担い手の育成、耕作放棄地の発生防止を図ることを取組目標とする。

3) 環境保全型農業直接支払交付金

さとうきび、野菜、果樹、特用作物など本圏域で栽培される作物の生産活動において、化学的に合成された農薬及び肥料の使用を相当程度減少させる技術並びに堆肥の施用や緑肥作物のすき込みなど自然環境の保全に資する農業生産活

動により、多面的機能の発揮の促進を図ることを取組目標とする。

3. 本島南部圏域

(1) 現況

本圏域は、沖縄本島南部の那覇市・与那原町以南と周辺離島（久米島、慶良間列島及び南北大東村）を含む4市4町6村からなり、面積は本県の約15%にあたる35,239haである。人口は、圏域で56万人を占め、人口集中地帯であり、市場価値の高い地域となっている。また、沖縄県の歴史・文化・経済を代表する本圏域では、空の玄関口である那覇空港のほか、物流拠点の港湾、那覇空港自動車道、沖縄都市モノレール等の整備が図られ、人や物資の交流拠点があり、発展性の高い地域となっている。

南部圏域の農業については、都市近郊の立地を生かし、施設園芸など集約的な農業経営が営まれ県内外向けの拠点産地の形成に加えて、都市近郊の生鮮野菜や養豚・酪農・養鶏等畜産業が行われ、離島地域では基幹作物のさとうきびが主に生産され、含密糖生産地域では黒糖ブランドの確立が図られている。また、都市近郊型農業の促進、エコファーマー等の育成による環境保全型農業の拡大に伴い、地産地消の取組としてファーマーズマーケット等直売所の進出や、飲食店・量販店では、観光客向けの地域特産品のブランド化など活発な販売促進が展開されている。

本圏域ではこれまで、国営かんがい排水事業沖縄本島南部地区をはじめとする農業用水源の水源やかんがい施設、区画整理、農道等各種の農業生産基盤の整備が進んでいる。また、離島を含む農山漁村地域は、豊かな自然景観や伝統文化等の魅力を生かし、地域資源を活用したグリーン・ツーリズムなどの体験・滞在型活動の取組による地域活性化が行われ、地域振興の明るい方策として期待されている。

しかしながら、農村地域では、高齢化や混住化に伴い集落機能が低下し、耕作放棄地の増加や土地改良施設の維持管理作業が困難となりつつあるため、農業用施設の保全管理等や農用地の保全に関する取組に要する担い手の負担を軽減することが必要である。

加えて、農業の持つ物質循環機能を生かし、生産性との調和などに留意しつつ、化学肥料、化学合成農薬の使用等による環境負荷の軽減に配慮した持続的な農業を推進していく必要がある。

(2) 目標

(1)を踏まえ、本地域では、農業者と地域住民や関係団体との協力体制を整備し、

法第3条第3項第1号、第2号及び第3号に掲げる事業を推進することにより、多面的機能の発揮の促進を図ることとする。

1) 多面的機能支払交付金

当圏域では、河川等の水源が乏しいため、離島における畑面集水型貯水池などかんがい施設の保全管理や、狭隘な農地が多く集約的な農業の効率化を図るためにも農道や排水路等土地改良施設の維持管理を図ることを取組み目標とする。

また、本島南部では都市化、混住化が進んでいることから、今後とも地域住民参加型の共同作業を推進し、多面的機能への理解醸成を図ることを目標とする。

2) 中山間地域等直接支払交付金

当圏域では、さとうきびを基幹作物とした営農体系が確立していることから、機械化一環体系の強化や基幹作業の受託作業等を促進し、より安定的な農業を実現することで耕作放棄地の発生を防止することを取組み目標とする。

3) 環境保全型農業直接支払交付金

さとうきび、野菜、果樹、特用作物など本圏域で栽培される作物の生産活動において、化学的に合成された農薬及び肥料の使用を相当程度減少させる技術並びに堆肥の施用や緑肥作物のすき込みなど自然環境の保全に資する農業生産活動により、多面的機能の発揮の促進を図ることを取組目標とする。

4. 離島宮古圏域

(1) 現況

本圏域は、独特の平坦な地形からなり、陸域には農用地に囲まれた田園風景や沿岸域では美しい砂浜とサンゴ礁の海が広がるとともに、観光リゾート産業や農林水産業を基幹産業としながら、恵まれた自然環境を生かした各種イベントが盛んな固有の文化を育む地域である。

本圏域の農家数は平成22年で4,694戸、経営耕地面積は8,400haと1戸あたりの経営耕地面積は179aと増加傾向にある。

農業産出額はここ10年間130億円から140億円で推移しており、さとうきびと葉たばこを中心に、近年は農業用水源（地下ダム等）の整備と一体となった末端農地におけるかんがい施設の整備や区画整理により、付加価値のある果菜類や熱帯果樹の産地化が促進され、ゴーヤー、かぼちゃ、とうがん、マンゴー、オクラにおいては拠点産地として認定され、畜産では肉用牛繁殖及び宮古牛のブランド化が

盛んに取り組まれている。また、自然環境、美しい海浜景観、伝統文化など固有の地域資源を生かし体験・滞在型ツーリズムを通じた農林水産業の振興が期待される地域である。

一方、農業生産基盤整備の進捗とともに、造成された施設の適切な維持管理は重要な課題である。地域住民による施設の維持管理・保全活動を支援するとともに、施設の長寿命化対策、施設整備にかかる費用だけでなく維持管理費を含めたトータルコストの縮減を意識した整備を図るとともに、農業用施設の保全管理等や農用地の保全に関する取組に要する担い手の負担を軽減することが必要である。

また、本圏域は台風や季節風による農作物及び農業用施設への被害をたびたび受けており、ほ場整備と併せて防風林整備を進めるとともに、既存の防風施設についても老朽化により機能を果たしていない箇所があることから、適正な維持管理を行っていく必要がある。さらに、都市住民との共生・対流を推進するため、集落の美化活動や環境保全活動など多面的機能の維持活動への取組を図る必要がある。

加えて、農業の持つ物質循環機能を生かし、生産性との調和などに留意しつつ、化学肥料、化学合成農薬の使用等による環境負荷の軽減に配慮した持続的な農業を推進していく必要がある。

(2) 目標

(1)を踏まえ、本地域では、農業者と地域住民や関係団体との協力体制を整備し、法第3条第3項第1号、第2号及び第3号に掲げる事業を推進することにより、多面的機能の発揮の促進を図ることとする。

1) 多面的機能支払交付金

当圏域は、県内で最もかんがい施設等農業生産基盤整備が進んでおり、土地利用型作物の生産拡大と高収益作物の産地化により農業経営の安定化を図るためにも、効率的・効果的な農業用施設の活用が求められることから、地域共同作業による保全管理に取り組むことを目標とする。

また、台風による被害軽減を図るため、防風施設の保全管理に取り組むことを目標とする。

2) 中山間地域等直接支払交付金

当圏域では、さとうきびを基幹作物とした営農体系が確立していることから、基幹作業の受委託等を促進し、安定的な農業を実現することで耕作放棄地の発生を防止することを取組み目標とする。

3) 環境保全型農業直接支払交付金

さとうきび、野菜、果樹、特用作物など本圏域で栽培される作物の生産活動において、化学的に合成された農薬及び肥料の使用を相当程度減少させる技術並びに堆肥の施用や緑肥作物のすき込みなど自然環境の保全に資する農業生産活動により、多面的機能の発揮の促進を図ることを取組目標とする。

5. 離島八重山圏域

(1) 現況

本圏域は、沖縄県の西南端に位置し、大小32島嶼の12有人島から成り、行政区間としては、石垣市、竹富町、与那国町の1市2町から構成された亜熱帯海洋性気候の豊かで多様性に富んだ自然環境や、魅力的な歴史的・文化的特性を有する本県の代表的な観光リゾート地域の一つである。

農業については、総農家数が県全体の7%で耕地面積が21%を占めており、地域特性を生かし、さとうきび、水稻、生食用パイナップル等が栽培され、周辺離島の含みつ糖生産地域では、黒糖ブランドの確立が図られている。特に肉用牛については本県一の産地となっており、「石垣牛」等の肥育牛のブランド化が推進されている。また、観光客等のニーズに応え、マンゴー、パパイヤ等の亜熱帯果樹生産が伸びており、平成25年から供用された新空港の開港に伴い、更なる進展が期待されている。また、本圏域は自然に恵まれ、歴史的・文化的特性を生かした体験・滞在型ツーリズムを通じた地域活性化が期待される地域でもある。

また、近年では、かんがい施設や区画整理等の生産基盤の整備により農業用水の有効活用等に取り組むとともに、台風等気象災害から農作物被害を防ぐための防風林整備や赤土等流出防止対策を推進し、農地保全及び環境負荷の低減が図られている。

本圏域では、農家の高齢化や後継者不足等により、耕作放棄地が発生しやすい状況にあり、農地の荒廃化を防ぐために、農地利用調整をさらに促進し、農用地の保全に関する取組に要する担い手の負担を軽減する必要がある。

特に、耕土流出については、サンゴ礁が発達し貴重な動植物が生育する固有の自然環境を保全するために、従来沈砂池やグリーンベルト、畦畔等の赤土等流出防止施設等の整備に加え、発生源対策としてさとうきびの夏植えから春植え・株出しへの転換を促進する営農連携事業が実施されているが、これまで以上に取り組みを推進する必要がある。

加えて、農業の持つ物質循環機能を生かし、生産性との調和などに留意しつつ、

化学肥料、化学合成農薬の使用等による環境負荷の軽減に配慮した持続的な農業を推進していく必要がある。

(2) 目標

(1)を踏まえ、本地域では、農業者と地域住民や関係団体との協力体制を整備し、法第3条第3項第1号、第2号及び第3号に掲げる事業を推進することにより、多面的機能の発揮の促進を図ることとする。

1) 多面的機能支払交付金

当圏域の農業生産基盤は他地域に先駆けて取り組まれ整備率は高いものの、農地からの赤土流出は自然環境へ大きな被害を及ぼすことから、かんがい施設等の保全管理に取り組むとともに、赤土等の流出防止にも取り組むことを目標とする。併せて増加傾向にある耕作放棄地の発生防止をにも取り組むものとする。

また、台風による被害軽減を図るため、防風施設の保全管理に取り組むことを目標とする。

2) 中山間地域等直接支払交付金

当圏域では、さとうきび及び水稻のほか肉用牛などの生産拡大を図り、生産組織体制の強化により耕作放棄地の発生防止を図ることを取組目標とする。

3) 環境保全型農業直接支払交付金

さとうきび、野菜、熱帯果樹、水稻、特用作物など本圏域で栽培される作物の生産活動において、化学的に合成された農薬及び肥料の使用を相当程度減少させる技術並びに堆肥の施用や緑肥作物のすき込みなど自然環境の保全に資する農業生産活動により、多面的機能の発揮の促進を図ることを取組目標とする。

第2 多面的機能発揮促進事業の実施を推進すべき区域の基準

1. 多面的機能発揮促進事業は、農業の有する多面的機能の発揮を促進するため、農業者団体等が実施し、いわゆる日本型直接支払の対象となる事業である。
2. 国の基本指針においては、この多面的機能発揮促進事業の実施を推進すべき区域の設定に当たっては、各地域の自然的条件やそこで行われている営農の特徴に鑑み、農業者団体等による各種の取組を促進すべき区域を的確に設定することとし、その際には、各市町村の実情に応じて、その取組を実施している区域及び今後その実施を推進すべき区域を適切に含めるものとするとしている。

3. 本県においては、以上を踏まえ、いわゆる日本型直接支払の取組をはじめとして、農業者団体等による取組を実施している区域及び今後その実施を推進すべき区域が適切に包含され、その取組が効果的に実施されることとなるよう、市町村の促進計画において、区域を設定するものとする。
4. 法第6条第2項第4号に規定する特に重点的に多面的機能発揮促進事業の実施を推進する区域（以下「重点区域」という。）は、事業の安定的な実施を確保するために農業振興地域の整備に関する法律の特例措置が必要と認められる区域に限って指定を行うこととし、かつ、できるだけ早い段階から市町村内の利害関係者や県との協議・調整を進めることとする。

第3 促進計画の作成に関する事項

1. 促進計画の区域について

促進計画の区域は、適当な縮尺の地図上でその範囲が特定できるように設定することとする。

2. 促進計画の目標について

必ずしも目標年次を定める必要はないが、事業計画の期間を踏まえ、少なくとも、今後5年程度を見通した目標として設定することとする。

3. 促進計画の区域内でその実施を推進する多面的機能発揮促進事業に関する事項について

法第3条第3項各号の事業のうち、当該市町村において実施を促進する事業を記載することとする。

4. 重点区域の区域

重点区域を定める場合には、適当な縮尺の地図上でその区域が明確となるように設定することとする。

5. 促進計画の実施に関し当該市町村が必要と認める事項

市町村の判断により必要と認められる事項を記載する。

例えば、農業者団体等の取組を促進する観点からの地域協議会の活用等について記載することが考えられる。

第4 その他農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する事項

1. 第三者委員会による施策の点検及び効果の評価

法第3条第3項第1号、第2号及び第3号に掲げる事業の施策の点検及び効果の評価については、以下の第三者機関を設置する。

① 多面的機能支払交付金

多面的機能支払交付金実施要綱に基づき、沖縄県農地・水・環境保全向上対策第三者委員会を設置。

② 中山間地域等直接支払交付金

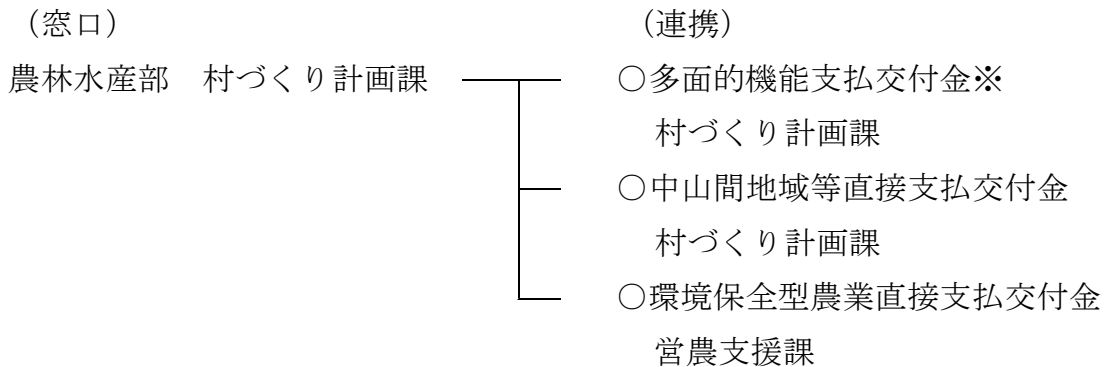
中山間地域等直接支払交付金実施要領に基づき、農業振興対策部会（沖縄県農政審議会規則（平成10年沖縄県規則第62号）第7条の規定）を設置。

③ 環境保全型農業直接支払交付金

沖縄県環境保全型農業直接支援対策交付金実施要領に基づき、沖縄県環境保全型農業推進協議会に第三者委員会を設置。

2. 沖縄県推進体制の整備

(1) 沖縄県組織体制

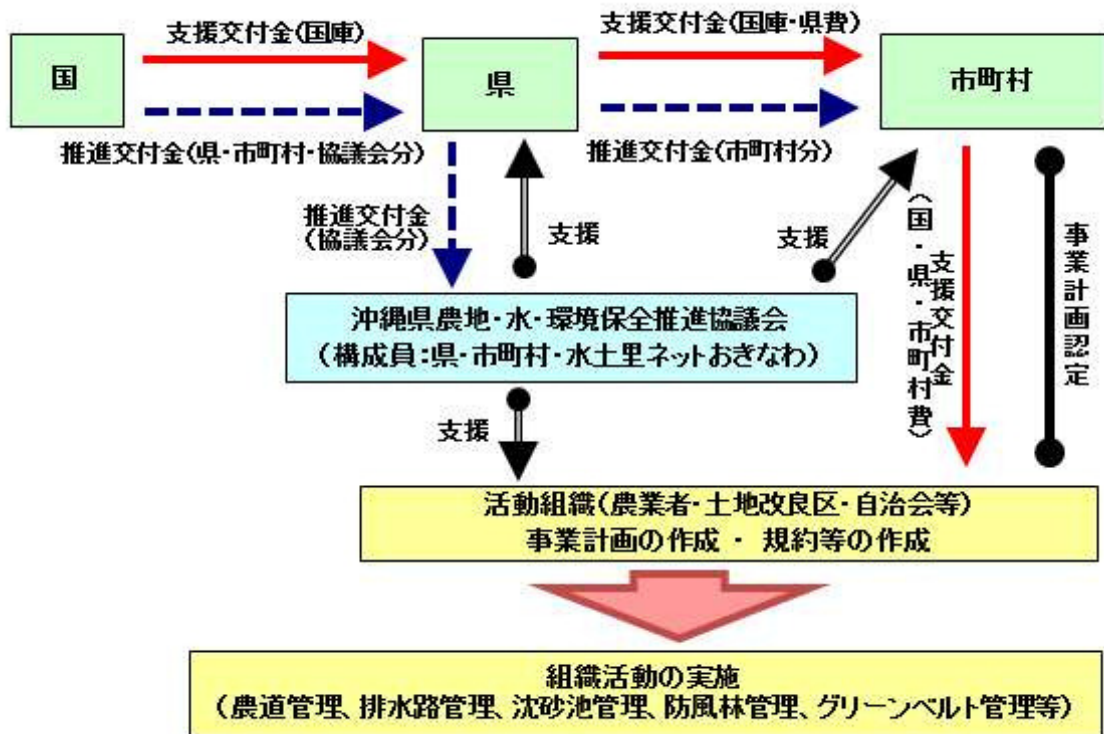


※その他連携機関として、沖縄県農地・水環境保全推進協議会（構成員：県・市町村・水土里ネット）を設置する。

(2) 実施体制

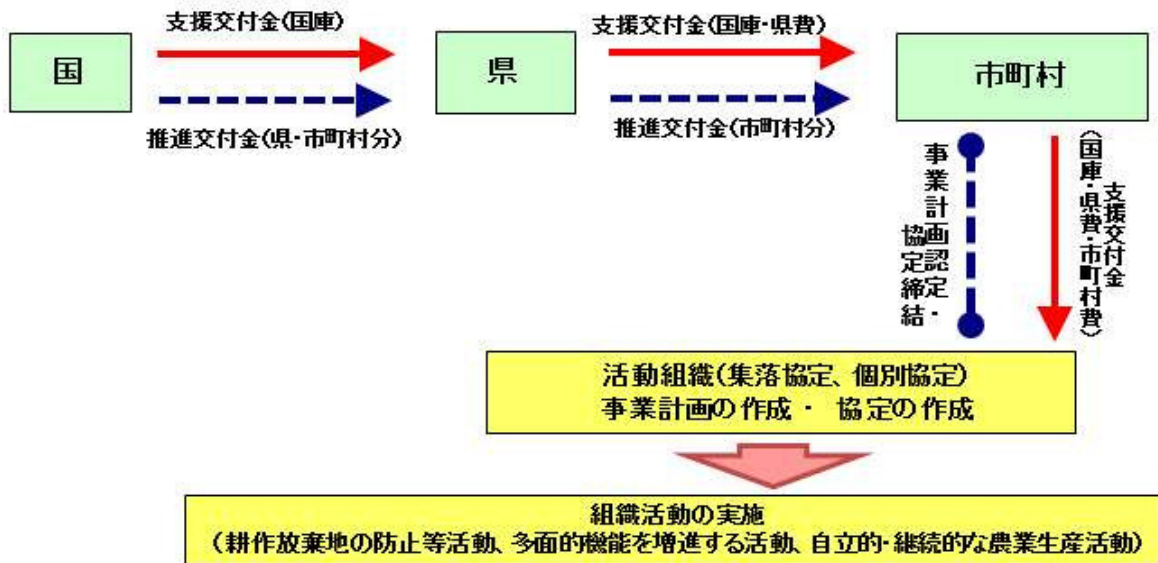
1) 多面的機能支払交付金

(実施体制図)



2) 中山間地域等直接支払交付金

(実施体制図)



3) 環境保全型農業直接支払交付金
(実施体制図)

